

美作市企業立地促進 固定資産税相当額補助金

(令和6年4月1日制定)

美作市内への優良企業の立地促進及び市内地場企業の投資を促進するため、新たに工場等の新設や増設を行った場合に課税される固定資産税を補助します。

※令和6年3月31日までは、企業立地促進奨励金として交付していたものですが、中小企業の方々のために補助要件を緩和し、新たに制定したものです。

対象となる事業者

- ・製造工場、物流施設、製造業類似事業所及び研究所等を市内に建設する事業者

対象となる要件

- ・新たに建設する工場等(既存の建物を利用して、新たに工場等を開設する場合を含む。)の建築面積が500平方メートル以上であること。ただし、増設する場合は、増設前面積の20パーセント以上を増設し、かつ、増設後の建築物の総面積が500平方メートル以上であること(既存の建物を利用して工場等を増設する場合も含む。)
- ・当該工場等の業務を開始した日から1年を経過した日において、常時就業している従業員の数が新設の場合10人以上、増設の場合従前の従業員数の20パーセント以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が10人以上となること、又は新たな固定資産投資額が2億円(中小企業にあっては1億円)以上の工場等を新設若しくは増設した場合
- ・用地を新たに取得した場合、取得の日の翌日から起算して、3年以内に工場等の建設に着手していること。ただし、既存の工場等に隣接する用地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、用地取得後10年以内に建設に着手していること。
- ・公害防止及び開発行為に関する法令、条例等の規制を受けるものについては、関係機関と協議がなされ協議書等の締結を完了していること。
- ・将来にわたり持続的に美作市の発展に寄与できる者であること。

補助金額

- ・新たに工場等の施設、土地に対し課せられる固定資産税相当額、ただし、新設・増設のために取得した固定資産に限る。
- ・業務開始後、投下固定資産のすべてに固定資産税が課されることとなった年度から3年間とする。



【お問い合わせ先】

美作市商工政策課 ☎: 0868-72-6695

申請手続

①指定事業者指定申請

・工場等の新設又は増設に着手しようとする日の30日前までに、次の書類を商工政策課に提出し、指定を受けてください。

(提出書類)

- ・指定事業者指定申請書
- ・(1)事業計画書 (2)見積もり (3)法人登記簿謄本又はそれに類する書類
(4)定款の写し又はそれに類する書類 (5) 工場等配置図及び計画図
(6) 公害防止及び開発行為に関する法令、条例等の規制を受けるものについては、関係機関と協議がなされ協議書等の締結を完了していることの確認ができる書類

②交付申請

・①の指定を受けたのち操業開始し、投資資産に対する固定資産税の納税通知が届いたのち、納付をした固定資産税に対して補助金交付申請を行います。

・下記の書類を提出してください。(郵送又は持参)

(提出書類)

補助金交付申請書

美作市税の完納を証する書類 (完納証明書)

・書類審査後、指定口座に補助金を振り込みます。

その他注意事項

・増設においては、既存の工場等がその位置を移転した場合における増加投資部分も増設とみなす。

【郵送先】 〒707-8501 岡山県美作市栄町38-2 美作市商工政策課
(庁舎移転に伴い令和7年5月7日以降は住所が【美作市美来1番地】となります)